

参考賃貸借料（地代）

**この参考賃貸借料(地代)は、法律等で定められたものでなくあくまでも話し合いの参考であります。
賃貸借料については、両者で話し合いのうえ、決定してください。**

村上市農業再生協議会
村上市農業委員会

令和3年4月より

地域名	区 分		参考賃貸借料(10aあたり)		土地改良区費
			物納 (kg)	金納 (円)	
村 上	第1地区	土地改良済地、30a以上	70	16,500	経常賦課金を借り手負担、特別賦課金は貸し手負担
	第2地区	土地改良済地、30a未満	55	12,500	
	第3地区	未整備地	25	6,000	
荒 川	第1地区	30a以上のほ場整備完了地	70	14,000	借り手負担
	第2地区	20a区画の田	55	11,000	
	第3地区	上記以外の田	35	7,000	
神 林	第1地区		70	16,500	経常賦課金は基本的に借り手負担
	第2地区		60	14,000	
	第3地区		40	9,000	
	第4地区		話し合い		
	第5地区				
朝 日	舘腰地区	別紙（裏面）			左記金額は貸し手負担の額 *借り手が負担する場合は、左記金額から土地改良区費を控除して決めてください。
	三面地区				
	高根地区				
	猿沢地区				
	塩野町地区				
山 北	第1地区		50	12,000	
	第2地区		40	10,000	
	第3地区		30	7,000	

【付 記】

1. 土地改良区の組合員資格については、貸し手・借り手のどちらがなるか両者で話し合いのうえ、決定して下さい。
2. 鳥獣被害のあるほ場、ほ場条件や収量が少ない特殊田については、両者で話し合いのうえ、決定して下さい。

(別紙) 朝日地域地区別詳細

地区名	区 分	参考賃貸借料(10aあたり)		土地改良区費
		物納 (kg)	金納 (円)	
舘腰地区	舘腰地区20a以上	-	14,000	左記金額は貸し手負担の額 *借り手が負担する場合は、左記金額から土地改良区費を控除して決めてください。
	舘腰地区20a以下	-	10,000	
	長津地区	-	12,000	
	条件不利田	-	5,000	
三面地区	三面地区	-	10,000	
	条件不利田	話し合い		
高根地区	高根川沿岸地区	90	18,000	
	高根、北大平	30	6,000	
	薦川	-	9,000	
	条件不利田	話し合い		
猿沢地区	猿沢地区	90	18,000	
	条件不利田	話し合い		
塩野町地区	塩野町地区	50	12,000	
	中山間地域(蒲萄、荒沢など)、条件不利田	話し合い		